

令和2年9月3日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について（薬局・薬剤師関係）（通知）

このことについて、令和2年8月31日付け薬生総発 0831 第6号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222
（担当者 長谷川）